

4 短期借入金の限度額

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

「2 業務運営の効率化に関する事項」及び「3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で定めた事項について配慮するとともに、中期目標期間中に計画される事業量等に基づき中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行うこと。

(中期計画)

一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、単年度300億円とする。

(年度計画)

一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、300億円とする。

(年度計画における目標設定の考え方)

一時的な資金不足に対応するための短期借入金の限度額については、中期計画に定めた額と同様に300億円とした。

(平成15年度における取組み)

短期借入金

平成15年度は、用地先行取得費に係る借入額56億円を借り入れた。

用地先行取得費制度は、大規模な用地取得を円滑に行うため、国の用地国債制度に準拠して行っているもので、年度内は短期借入金で調達し、年度末に長期借入金に借り換えている。

なお、用地取得費・用地補償費の必要額を支払い時期に応じて調達している。

表-1 月別調達額

(単位：億円)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
借入額	5	7	6	3	13	22	56

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

今後とも、資金の効率的な運用を図り、限度額の範囲内での借入となるよう務める。

5 重要な財産の処分等に関する計画

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

「2 業務運営の効率化に関する事項」及び「3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で定めた事項について配慮するとともに、中期目標期間中に計画される事業量等に基づき中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行うこと。

(中期計画)

なし。

(年度計画)

なし。

(年度計画における目標設定の考え方)

中期計画と同様になしとした。

(平成15年度における取組み)

「平成15年度の独立行政法人水資源機構の年度計画」において、重要な財産の処分等に関する事項はない。

6 剰余金の使途

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

「2 業務運営の効率化に関する事項」及び「3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」で定めた事項について配慮するとともに、中期目標期間中に計画される事業量等に基づき中期計画の予算を作成し、当該予算による業務運営を行うこと。

(中期計画)

(1) 一般積立金

割賦負担金に対応する長期借入金又は水資源開発債券の借換の際の金利変動等に備えるための積立金

(2) その他積立金

新築及び改築事業並びに管理業務等に係る国民及び利水者の負担の軽減を図るための機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務

(年度計画)

(1) 一般積立金

割賦負担金に対応する長期借入金又は水資源開発債券の借換の際の金利変動等に備えるための積立金

(2) その他積立金

新築及び改築事業並びに管理業務等に係る国民及び利水者の負担の軽減を図るための機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務

(年度計画における目標設定の考え方)

「平成15年度の独立行政法人水資源機構の年度計画」において、具体的に剰余金の使途に関する事項は定めていない。

(平成15年度における取組み)

「平成15年度の独立行政法人水資源機構の年度計画」において、具体的に剰余金の使途に関する事項は定めていない。

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設・設備に関する計画

(中期目標)

本社・支社等に係る宿舍、研修施設又は実験設備等については、所要の機能を長期間発揮し得るよう、的確な維持管理に努めるとともに計画的な整備・更新を行うこと。

(中期計画)

中期目標期間中に実施する主な本社、支社及び局等に係る宿舍、研修施設又は実験設備等に係る整備・更新及び改修は、次のとおりとする。

内 容	予 定 (百万円)	財 源
情報機器更新	70	施設整備費補助金 ・承継積立金等
試験研究機器更新	57	
宿舍等更新	872	
特別分譲住宅割賦金	78	

(年度計画)

当該年度計画期間中における、本社、支社及び局等に係る宿舍、研修施設又は実験設備等に係る整備・更新及び改修は、予定していない。

(年度計画における目標設定の考え方)

平成15年度は予定しないこととした。

(平成15年度における取組み)

「平成15年度の独立行政法人水資源機構の年度計画」において、施設・設備に関する事項はない。

(2) 人事に関する計画 人事配置の再編

(中期目標)

人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。

(中期計画)

最盛期を迎える事業にあっては、重点的な人員配置を行う。

また、経営企画・環境・広報等の多角的な対応が求められる業務については、機動的な組織運営を確保するため、事務系職員と技術系職員が一体となって業務の推進が図れる人事配置とする。

(年度計画)

最盛期を迎える事業にあっては、重点的な人員配置を行う。

また、経営企画・環境・広報等の多角的な対応が求められる業務については、機動的な組織運営を確保するため、事務系職員と技術系職員が一体となって業務の推進が図れる人事配置とする。

(年度計画における目標設定の考え方)

最盛期の事業に優先的に人員配置を行うことにより事業の進捗を図ることとした。

また、業務が多様化し、多角的な対応が求められる業務に対しては、機動的に対応できる業務執行体制をとり、業務の推進を図ることとした。

(平成15年度における取組み)

人事配置の再編

1. 重点的な人員配置

荒川ダム総合事業所、徳山ダム建設所、豊川用水総合事業部等、最盛期を迎える事業については、総体の定員を平成14年度当初1,894名に比し57名削減し1,837名とする中で、各々の事業所等に100名前後を配置した。

2. 事務系・技術系職員の一体的人事配置

水資源機構移行に伴い、企画部を経営企画部に改組し、事務系・技術系職員一体となって経営戦略を担う業務体制をとったほか、同様に環境室、総務部広報課に事務系・技術系の職員を配置した。そのほか、人事部に調査役(技術系)を配置し、採用・研修等について一体となって業務の推進を図る体制をとった。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

建設事業を適切に実施していくため、最盛期を迎える事業に対して、引き続き重点的な人員配置を行っていく。また、業務の多様化等に対して柔軟に対応し機動的な組織運営を図ることとしている。以上により、中期計画に掲げる人事配置の再編については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(2) 人事に関する計画

定員の削減

(中期目標)

人員の適正配置により業務運営の効率化を図ること。

(中期計画)

効率的組織整備や業務運営を図ること等により、定員の削減を図る。

特殊法人時の最終年度(平成14年度)期首における定員 1,894人

中期目標期間の最終年度(平成19年度)期末における定員 1,579人(315人)

(年度計画)

効率的組織整備や業務運営を図ること等により、定員の削減を図る。

特殊法人時の最終年度(平成14年度)期首における定員 1,894人

当該年度計画期末における定員 1,837人(57人)

(年度計画における目標設定の考え方)

経営の一層の合理化・効率化に努めることにより、総体として定員を削減していくこととし、平成15年度期末における定員を1,837人とした。

(平成15年度における取組み)

定員の削減

15年度期末における定員を同年度期首における定員より57名減の1,837人とし、年度計画における目標を達成した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

今後とも、経営の一層の合理化・効率化に努めることにより、中期計画に掲げる定員の削減については、本中期目標期間内に達成できると考えている。

(3) 積立金の使途

(中期目標)

公団から承継した積立金の使途への充当にあたっては、機構の財政基盤の保全・強化を図るとともに、国民及び利水者の負担の軽減に努めること。

(中期計画)

公団から承継した積立金の使途については、次のとおりとする。

一般積立金

一般勘定においては割賦負担金に対応する長期借入金又は水資源開発債券の借換の際の金利変動等に備えるための積立金

愛知用水事業特別勘定及び豊川用水事業特別勘定においては発生する利息を管理業務費へ充当するための原資としての積立金

目的積立金

新築及び改築事業並びに管理業務等に係る国民及び利水者の負担の軽減を図るための機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務

(年度計画)

公団から承継した積立金の使途については、次のとおりとする。

一般積立金

一般勘定においては割賦負担金に対応する長期借入金又は水資源開発債券の借換の際の金利変動等に備えるための積立金

愛知用水事業特別勘定及び豊川用水事業特別勘定においては発生する利息を管理業務費へ充当するための原資としての積立金

目的積立金

新築及び改築事業並びに管理業務等に係る国民及び利水者の負担の軽減を図るための機構の経営基盤の強化及び利水者、地域住民等へのサービスの向上に資する業務に対し、次の積立金を充当する。

- 1) 退職給付引当金負担軽減積立金
- 2) 施設整備積立金
- 3) 経営戦略強化積立金

[参考] 上記積立金として各々、710百万円、75百万円、40百万円を予定している。

(年度計画における目標設定の考え方)

一般積立金については、機構法附則第2条第9項の規定により水公団から承継した積立金の額から、次に示す目的積立金の額を控除した額を計上した。

目的積立金については、独立行政法人水資源機構法施行令(平成15年政令第329号)附則第3条の規定により国土交通大臣の承認を受けた承継積立金の処分金額のうち、平成15年度分として年割りした額を計上した。

(平成15年度における取組み)

積立金の使途

公団から承継した積立金の総額は、55,975百万円であった。このうち目的積立金に振り替えた額は、総額で2,989百万円であることから、一般積立金は、52,987百万円となった。

なお、当期の損益計算において損失は生じなかったことから、一般積立金の減額はなかった。

1. 一般積立金

一般積立金においては、一般勘定における金利変動等に備えるための積立金の確保並びに愛知用水事業特別勘定及び豊川用水事業特別勘定における発生する利息を管理業務費及び積立金へ充当を行い、当機構の財務基盤の強化を図った。

なお、管理業務費に充当した利息の額は愛知用水事業特別勘定では97百万円、豊川用水事業特別勘定では2百万円であり、それぞれ管理業務に係る利水者等の負担軽減となった。

2. 目的積立金

(1) 退職給付引当金負担軽減積立金：903百万円

退職給付引当金繰入に充当することにより、利水者の負担軽減を図った。

(2) 施設整備積立金：54百万円

機構移行に伴う看板・案内板の掛け替え経費に充当することにより、利水者の負担軽減を図った。

(3) 経営基盤強化積立金：3百万円

将来の水資源機構事業の費用軽減及び水資源の開発・利用における安全安心を図るための調査並びに水資源機構が果たすべき社会貢献のための事業・事務の費用に充当し、当機構の経営基盤の強化に着手した。具体的には、本積立金を有効活用していくための基本方針及び今期中期目標の期間における全体計画案を策定するとともに、本社内に連絡会議を設置し、組織的に取り組む体制を整え、経営基盤の強化のための調査及び取組みに着手した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

水公団から承継した積立金の業務への充当に当たっては、一般積立金については当機構の財政基盤の保全・強化を図り、目的積立金については国民及び利水者の負担の軽減に資するべく国土交通大臣から承認を受けた業務の財源に引き続き充当することから、中期計画に掲げる積立金の使途については、本中期中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項
利水者負担金に関する事項

(中期目標)

建設負担金を前払いする方式が可能な限り活用されるよう努めること。

(中期計画)

前払い方式の活用を最大限図ることとし、これを希望する利水者の要請には基本的に応じる。さらに、前払い方式と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の適切な判断に資する。

(年度計画)

前払い方式の活用を最大限図ることとし、これを希望する利水者の要請には基本的に応じる。さらに、前払い方式と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の適切な判断に資する。

(年度計画における目標設定の考え方)

前払い方式を活用していない利水者に対して説明会等を行い、前払い方式と従来方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の適切な判断に資することとした。

(平成15年度における取組み)

前払い方式の活用と積極的な情報提供

1. 負担額等に関する情報提供

平成15年10月～11月、都府県の関係部署や利水者に対し水資源機構の制度概要、負担金制度、中期計画等に関する説明会を実施した。

表-1 利水者説明会実施状況

本社（関東支社）		中部支社	
茨城県及び県内利水者	10月21日	愛知・静岡県内利水者	11月10日
栃木県及び県内利水者	10月23日	岐阜県及び県内利水者	11月11日
群馬県及び県内利水者	10月27日	三重県	11月12日
埼玉県	10月29日	愛知県及び愛知・三重県内	11月14日
東京電力(株)	11月4日	利水者	
東京都	11月7日	静岡県	11月25日
千葉県及び県内利水者	11月10日	中部電力(株)、関西電力(株)、	11月28日
電源開発(株)	11月14日	電源開発(株)	
埼玉県内利水者	11月17日	関西支社	
吉野川局		大阪府・兵庫県及び府県内	11月12日
徳島県	10月28日	利水者	
香川県及び県内利水者	10月30日	奈良県及び県内利水者	11月17日
四国電力(株)、電源開発(株)	10月31日	京都府	11月20日
香川県内利水者	11月4日	筑後川局	
愛媛県	11月5日	福岡県	11月11日
高知県及び県内利水者	11月6日	佐賀県及び県内利水者	11月12日
		大分県	11月13日
		福岡・佐賀県内利水者	11月14日
		福岡・佐賀県内利水者	11月20日

水資源機構発足に伴う利水者説明会 における主要質疑応答集	
<p>本質疑応答集は、平成15年10月から11月に実施された水資源機構発足に伴う説明会において、利水者の皆様から寄せられた質問と弊機構からの回答をとりまとめたものです。</p> <p>平成16年1月</p> <p>独立行政法人水資源機構</p>	
4-3 中期計画	1. 農漁業一円
4-4 事業計画	1-1 緊急に伴
4-5 計画と実	1-2 緊急に伴
	1-3 緊急に伴
	1-4 事業から
	1-5 事業廃止
5-1 事業説明	1-6 既に完成
5-2 交付定額	1-7 事業廃止
5-3 認可業務	完了済み
5-4 施設整備	5-1 建設費
5-5 『説明会』	5-2 既に実施
	5-3 事業計画
	5-4 交付定額
	5-5 認可業務
	5-6 施設整備
	5-7 建設費
	5-8 地方交付
	5-9 事業計画
	5-10 事業計画
	5-11 管理費
	5-12 事業計画
	4-1 中期計画
	4-2 中期計画
	4-3 中期計画
	4-4 中期計画
	4-5 中期計画
	4-6 中期計画
	4-7 中期計画
	4-8 中期計画
	4-9 中期計画
	4-10 中期計画
	4-11 中期計画
	4-12 中期計画
	4-13 中期計画
	4-14 中期計画
	4-15 中期計画
	4-16 中期計画
	4-17 中期計画
	4-18 中期計画
	4-19 中期計画
	4-20 中期計画
	4-21 中期計画
	4-22 中期計画
	4-23 中期計画
	4-24 中期計画
	4-25 中期計画
	4-26 中期計画
	4-27 中期計画
	4-28 中期計画
	4-29 中期計画
	4-30 中期計画
	4-31 中期計画
	4-32 中期計画
	4-33 中期計画
	4-34 中期計画
	4-35 中期計画
	4-36 中期計画
	4-37 中期計画
	4-38 中期計画
	4-39 中期計画
	4-40 中期計画
	4-41 中期計画
	4-42 中期計画
	4-43 中期計画
	4-44 中期計画
	4-45 中期計画
	4-46 中期計画
	4-47 中期計画
	4-48 中期計画
	4-49 中期計画
	4-50 中期計画
	4-51 中期計画
	4-52 中期計画
	4-53 中期計画
	4-54 中期計画
	4-55 中期計画
	4-56 中期計画
	4-57 中期計画
	4-58 中期計画
	4-59 中期計画
	4-60 中期計画
	4-61 中期計画
	4-62 中期計画
	4-63 中期計画
	4-64 中期計画
	4-65 中期計画
	4-66 中期計画
	4-67 中期計画
	4-68 中期計画
	4-69 中期計画
	4-70 中期計画
	4-71 中期計画
	4-72 中期計画
	4-73 中期計画
	4-74 中期計画
	4-75 中期計画
	4-76 中期計画
	4-77 中期計画
	4-78 中期計画
	4-79 中期計画
	4-80 中期計画
	4-81 中期計画
	4-82 中期計画
	4-83 中期計画
	4-84 中期計画
	4-85 中期計画
	4-86 中期計画
	4-87 中期計画
	4-88 中期計画
	4-89 中期計画
	4-90 中期計画
	4-91 中期計画
	4-92 中期計画
	4-93 中期計画
	4-94 中期計画
	4-95 中期計画
	4-96 中期計画
	4-97 中期計画
	4-98 中期計画
	4-99 中期計画
	4-100 中期計画

図-1 利水者説明会における 主要質疑応答集

2. 前払い方式の活用

群馬県は、群馬用水施設緊急改築事業について、平成14年度より都市用水で前払い方式を活用していたが、農業用水利用者も平成15年度分から本方式を活用したいとの申出があり、当該負担分について、平成15年度分から前払い方式の活用を開始した。

今後、中期目標等における目標を着実に達成すると見込む理由

前払い方式を活用していない利水者（費用負担者）に対して引き続き説明会等を開催し、積極的な情報提供を行い、その活用が図られるよう行うこととしており、中期計画に掲げる利水者負担金に関する事項については、本中期目標期間中、着実に達成できると考えている。

(4) その他当該中期目標を達成するために必要な事項
中期目標期間を越える債務負担

(中期目標)

中期目標期間を越える債務負担

(中期計画)

中期目標期間中の事業を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

(年度計画)

当該事業年度には、次期中期目標期間にわたって契約を行う予定はない。

(年度計画における目標設定の考え方)

平成15年度は、予定しないこととした。

(平成15年度における取組み)

平成15年度は、事業の進捗状況から次期中期目標期間にわたって契約を行う予定はない。